

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 69 号

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を改正する規則

京都市長の権限に属する衛生事務委任規則の一部を次のように改正する。

第1条第1項第1号中「第34条第1項」を「第34条」に改め、同項第4号中「興行場の設置場所の基準等に関する条例（昭和59年京都府条例第62号）」を「京都市興行場法に基づく公衆衛生上必要な基準に関する条例」に改め、同項中第22号を削り、第23号を第22号とし、第24号から第86号までを1号ずつ繰り上げ、同条第2項中「第29号」を「第28号」に、「第33号」を「第32号」に、「第35号」を「第34号」に、「同項第29号」を「同項第28号」に改める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)